

電気需給契約書（案）

滋賀県企業庁 吉川浄水場ほか11施設で使用する電気の需給について、需要者
滋賀県企業庁長 藤原 久美子（以下「甲」という。）は、供給者 _____
（以下「乙」という。）と次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約の条項ならびに別添の電気需給仕様書に基づき、甲の需要場所で使用する電気を需要に応じて継続して安定供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額（単価）は、基本料金単価および電力量料金単価（以下「契約単価」という。）とし、別記1のとおりとする。
2 消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。なお、当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

（契約期間および契約使用期間）

第3条 契約期間は、令和8年2月1日から令和10年1月31日までとする。
2 契約使用期間は、施設ごとに別に定めるものとし、別記2のとおりとする。

（需要場所）

第4条 需要場所は、電気需給仕様書のとおりとする。
2 契約の締結後、組織改編等により施設名に変更が生じた場合は、変更後の施設名を契約の施設名と読み替えるものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。

（接続供給契約等の義務）

第7条 乙は、この契約に基づき、乙と滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者との間に、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を託送供給等約款により締結しなければならない。

(供給の保証)

第8条 乙は、甲に対し、第3条の契約期間中において、天災その他乙の責に帰さない理由による場合を除き、電気を安定的に供給する義務を負い、かつ、それを保証するものとする。

(契約電力)

第9条 施設ごとの契約電力は電気需給仕様書別紙2のとおりとする。ただし、契約電力を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

(使用電力量の増減)

第10条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

(計量および検査)

第11条 計量日は、別記2のとおりとする。乙は、甲の最大需要電力および使用電力量を前月計量日の0時から当該月計量日の前日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

(料金の算定)

第12条 料金の算定は、第4条の需要場所を単位とし、計量期間ごとに次の各号により行うものとする。

- (1) 常用線にかかる基本料金は、第9条の契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た額とする。なお、電気需給仕様書に定める力率割引または力率割増を行うものとする。
- (2) 予備線にかかる基本料金は、第9条の契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た額とする。
- (3) 電力量料金は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た額とする。なお、電気需給仕様書に定める燃料費調整を行う場合は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に燃料費調整単価を乗じて得た額を差し引きまたは加えるものとする。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第11条の計量期間にかかる使用電力量に電気需給仕様書に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて得た額とする。

(料金の請求および支払)

第13条 乙は、第11条の検査に合格した後、前条各号で算定した料金の合計金額を月ごと、施設ごとに算定し、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項により適法な支払請求書を受領した日から30日以内に料金を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による支払いが遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

(超過料金)

第14条 契約電力が500kwを超える施設において、甲が、第9条の契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙は、超過量に相当する電気料金（以下「超過料金」という。）の支払いを甲に求めることができる。

2 前項の超過料金の額は、滋賀県を供給区域とする旧一般電気事業者の例を参考に甲乙協議して定める。

(電気使用実績等の提供)

第15条 乙は、電気需給仕様書に定めるところにより使用実績および電気料金の内訳等の情報を甲に常時提供すること。

(秘密の保全)

第16条 乙は、この契約の履行に関して知り得た内容を契約の目的以外に利用し、または第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。ただし、条例等により開示が義務付けされている場合で、所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が契約の解除を申し出たとき、または次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期間内において、電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が本契約条項に違反したとき。
- (4) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

2 前項の規定による契約の解除は、書面により通知するものとする。

(契約不履行による損害賠償)

第 18 条 甲は、前条の規定により、契約を解除したときは、これによって生じた損害について乙にその賠償を請求するものとする。ただし、契約の解除が乙の責に帰さない理由によるものときは、この限りでない。

(誓約書の提出)

第 19 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨にのっとり、第 17 条第 1 項第 4 号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 20 条 乙は、この契約の履行に当たり第 17 条第 1 項第 4 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合その他の入札不正行為による契約解除等)

第 21 条 甲は、乙がした当該契約に係る入札が談合その他不正の行為があったと認められる入札であったことが明らかになったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除は、書面により通知するものとする。

3 甲は、乙がした当該契約に係る入札が談合その他不正の行為があったと認められる入札であったことが明らかになったときは、当該入札に関する談合その他の不正行為によって生じた損害について乙にその賠償を請求するものとする。

4 前項の規定による損害の賠償は、損害の額が契約決定に係る入札書の記載金額に 100 分の 10 を加算した金額（以下「落札価格」という。）の 100 分の 10 に相当する額以下のときは落札価格の 100 分の 10 に相当する額をもって、落札価格の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは当該落札価格の 100 分の 10 に相当する額と当該超える額とを合算した額をもって損害の額とし、乙の有する債務と甲の有する債務とを相殺し、賠償するものとする。

(予算削減に係る契約変更または解除)

第 22 条 甲は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削減されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(危険負担)

第 23 条 契約期間中において甲および乙の責に帰することができない理由により生じた損害は、乙の負担とする。

(費用の負担)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(事情の変更)

第 25 条 甲および乙は、本契約締結後、予期することのできない経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(環境配慮義務)

第 26 条 乙は、契約期間中の電力を供給するにあたり、「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減および環境への負荷の低減に関する取組（再生可能エネルギーの導入および未利用エネルギーの活用）に努めること。

(合意管轄)

第 27 条 甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大津地方裁判所または大津簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の事項)

第 28 条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）、滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成 7 年滋賀県規則第 92 号）その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 需要者 滋賀県野洲市吉川 3 3 8 2
滋賀県企業庁長 藤原 久美子 ㊟

乙 供給者

㊟

別記

1 契約金額（単価）

(1) 吉川浄水場・・・時季別料金を選択した場合の例

料金種別	契約単価	
基本料金	常用線	円／kW・月 (うち消費税および地方消費税の額 円)
	予備線	円／kW・月 (うち消費税および地方消費税の額 円)
電力量料金	重負荷時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	昼間時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	夜間時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)

(2) 馬淵浄水場・・・季節別料金を選択した場合の例

料金種別	契約単価	
基本料金	常用線	円／kW・月 (うち消費税および地方消費税の額 円)
電力量料金	夏季	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	その他季	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)

(3)～(12) 略

[定義]

- ・「重負荷時間」とは、「夏季」の毎日10時から17時までの時間をいう。ただし、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・「昼間時間」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。ただし、「重負荷時間」、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間をいう。
- ・「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
- ・「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいう。

2 計量日および契約使用期間

施設名	計量日	契約使用期間
①吉川浄水場	1日	
②馬淵浄水場	1日	
③水口浄水場	1日	
④朝国共同施設	1日	令和8年2月計量日
⑤南津田導水ポンプ場	16日	の0時から
⑥菩提寺加圧ポンプ場	1日	令和10年2月計量日
⑦日野第一加圧ポンプ場	18日	の前日24時まで
⑧日野第二加圧ポンプ場	19日	
⑨彦根浄水場	1日	
⑩高宮加圧ポンプ場	1日	
⑪湖南朝国ポンプ場	1日	
⑫湖南菩提寺ポンプ場	1日	

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県企業庁が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

（あて先）

滋賀県企業庁長

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名
